

## 決算における都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業）及び土地地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和4年度は、都市計画事業及び過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源として活用しました。

都市計画税を納める人は、市内の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は100分の0.3です。

【歳入】 1款5項1目 都市計画税決算額 602,330千円

【歳出】 (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					うち都市計画税
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源		
下水道事業（流域分・汚水分）	98,402	20,440	57,400	0	20,562		
下水道事業（雨水分）	79,230	37,255	34,500	6,139	1,336		
都市計画事業（公園）	5,686	0	0	3,000	2,686		
地方債償還等	653,485	0	0	49,244	604,241		
一般会計分	435,112	0	0	0	435,112		
下水道事業会計分	98,404	0	0	49,244	49,160		
水道会計分	7,234	0	0	0	7,234		
一部事務組合分	112,735	0	0	0	112,735		
合 計	836,803	57,695	91,900	58,383	628,825		602,330